

社会福祉法人 シオン会 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シオン会（以下「当法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は以下による。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(支給の対象者)

第3条 当法人は以下の役員に対して報酬を支給する。

- (1) 理事長

(報酬額の決定)

第4条 報酬額は理事会の承認を得るものとする。

- (1) 月額100,000円とする。

(報酬の支給)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。但し支給日が休日等に当たるときは、その前日に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みするものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議を経るものとする。

付則

この規程は、平成28年5月19日から施行する。

(平成28年5月19日制定)

(平成28年11月24日改正)